

公益社団法人農業農村工学会
会費に関する細則

平成 19 年 6 月 29 日制定

平成 23 年 5 月 30 日改定

平成 24 年 4 月 1 日改定

この学会の会員の会費に関しては、公益社団法人農業農村工学会定款に定めるほか、この細則の定めるところによる。

(会費の納付)

第 1 条 定款第 8 条に規定する会費は、会員の種別ごとに次のとおりとする。

- | | | | | |
|-----|------|----------------------------------|----|----------|
| (1) | 正会員 | | 年額 | 9,600円 |
| | 同 | (60歳以上66歳未満の者(大学及び研究機関所属の者は除く。)) | | |
| | | | 年額 | 7,200円 |
| | 同 | (66歳以上の者) | 年額 | 4,800円 |
| (2) | 学生会員 | 大学院生 | 年額 | 5,500円 |
| | 同 | 学部学生 | 年額 | 2,500円 |
| (3) | 賛助会員 | A級 | 年額 | 200,000円 |
| | 同 | B級 | 年額 | 150,000円 |
| | 同 | C級 | 年額 | 100,000円 |

2 会費は、毎年 6 月末日までに納めるものとする。

ただし、年度途中で入会する場合、9 月末日以前に入会した者は同年度会費全額を、10 月以降に入会した者は半額を入会后 2 箇月以内に納めるものとする。

(規程)

第 2 条 この細則の運用について必要な規程は、理事会の議決を経て別に定めることができる。

(細則の変更)

第 3 条 この細則の変更は、総会の議決を経なければならない。

付則

この細則は、定款の変更について、文部科学大臣の認可のあった日(平成 19 年 6 月 29 日)から施行する。

付則 この細則は、平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

付則 この細則は、公益社団法人の設立の登記をした日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。